

バリアフリー観光情報発信事業等委託業務

公募型プロポーザルに関する質疑への回答

No.	質 問	回 答
1	<p>第4 業務内容 1 バリアフリー観光の情報を発信するツアーに関する事 （1）実施時期（情報発信ツアー） 令和4年7月から令和4年11月までの間に2泊3日以上で2回以上実施すること。</p> <p>→本ツアーは実際に集客をして行うものではなくインフルエンサーがツアーを体験しその様子を「おすすめコース」に掲載するイメージで問題ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
2	<p>第4 業務内容 2 SNS等を用いた情報発信に関する事 （1）県内のバリアフリー観光情報について、SNS等を用いて定期的に効果的な情報発信を行うこと。</p> <p>→情報発信元となる県や自治体の専用のアカウントがあるのでしょうか。 あるいはこちらで開設が必要でしょうか。</p>	<p>県や自治体の専用アカウントはございません。バリアフリー観光情報の発信に効果的なご提案をお願いします。 （新規・既存は問いません。）</p>
3	<p>第4 業務内容 3 バリアフリー観光相談窓口のスキルアップ向上に関する事 バリアフリー観光に知見を有するアドバイザー等を招聘し、高知県の運営するバリアフリー観光相談窓口（以下「相談窓口」という。）にバリアフリー観光に関する問い合わせを行い、その内容を基にしたツアー（以下、「検証ツアー」という。）を催行すること。</p> <p>→検証ツアーの内容は相談窓口が立案することによって間違い無いでしょうか。 また、その内容をアドバイザーが体験しフィードバックや意見交換会を実施するという認識で間違い無いでしょうか。</p>	<p>検証ツアーの内容は相談窓口が立案することによって間違い無いでしょうか。 ⇒お見込みのとおりです。</p> <p>また、その内容をアドバイザーが体験しフィードバックや意見交換会を実施するという認識で間違い無いでしょうか。</p> <p>⇒検証ツアーは、車いす利用者等障害当事者の方が体験します。アドバイザーは、検証ツアーの実施内容についてフィードバックを行うとともに意見交換会に出席します。なお、バリアフリー観光に知見を有する障害当事者の方が、ツアーの検証者及びアドバイザーを兼ねる提案でも差し支えありません。</p>